

7 訪問入浴サービス事業実施要領

(目的)

第1条 障害者訪問入浴サービス事業(以下この要領において「事業」という。)は、歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情にある在宅の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供してその在宅生活を支援し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施の委託等)

第2条 市長は、事業の実施を社会福祉法人その他市長が適当と認める者(以下「事業者」という。)に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、市内に住所を有する在宅の歩行困難な身体障害者および自力または家族等の介助では居宅での入浴が困難な身体障害児であって、移送に耐えられない等の事情にある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業を利用することができない。

- (1) 介護保険法による被保険者で介護保険サービスを利用できる者
- (2) 医師が入浴を適当でないと認めた者
- (3) その他特に利用対象者として適当でないと市長が認める者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入浴するための浴槽(身体障害者が入浴するのに適したもの)を車両で運搬し、利用者の宅内で入浴サービスを行う。
- (2) 入浴設備を備えた車両を利用者宅の前に駐車し、利用者を搬送して、車両内で入浴サービスを行う。

(事業の実施)

第5条 事業を行う時間は、午前9時から午後5時までの時間とする。ただし、利用者の体調、天候その他の理由により、事業を実施することが困難と認められるときは、その日の事業の中止または時間の変更をすることができる。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、別記第1号様式の申請書に、別記第2号様式の診断書を添付し、市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、事業の利用の可否について決定し、利用を認める決定をしたときは別記第3号様式の通知書により、利用を認めない決定をしたときは別記第4号様式の通知書により、前条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(利用内容の変更)

第8条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が利用内容を変更する場合は、別記第5号様式の申請書により利用変更の申請をするものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、変更の可否を決定し、別記第6号様式の通知書により利用者に通知するものとする。

(利用の廃止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、事業の利用を停止または廃止することができるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により利用の決定を受けた者
- (2) 伝染性疾患を有する者
- (3) 疾病または負傷のため入院治療が必要であると認められる者
- (4) その他事業を利用する者として市長が不適当と認めた者

2 市長は、前項の規定により事業の利用を停止または廃止したときは、別記第7号様式の通知書により利用者に通知するものとする。

(実費負担)

第10条 利用者は、特別な浴槽水等を使用する場合、それに要する実費相当額を負担するものとし、利用者はその費用を事業の実施主体に支払うものとする。

(委託料)

第11条 市長は、事業を実施した場合、1回につき14,160円から要綱第4条第1項第3号に規定する額を差し引いた額を事業を実施した事業者に支払うものとする。

(実施上の留意点)

第12条 事業の実施にあたっては、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際しては、安全、清潔の保持に留意すること。
- (2) サービス提供時の利用者の病状急変等の際には、速やかに主治医への連絡等の必要な措置をとること。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の別記第 1 号様式、別記第 2 号様式および別記第 5 号様式の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の別記第 1 号様式、別記第 2 号様式および別記第 5 号様式の規定に基づき提出された申請書類等とみなす。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。